

## パブリックコメントの実施結果

本計画の策定にあたり、パブリックコメント制度による意見募集を行いました。  
いただいたご意見については、計画を進める上で参考とさせていただきます。

### (1) 募集期間

令和5（2023）年12月11日（月）から令和6（2024）年1月11日（木）まで

### (2) 募集方法

郵送、ファクス、電子メール及び直接持参による方法

### (3) 募集結果

提出者数：1人

意見総数：2件

提出方法：書面

### (4) 内容及び施策の具体的な事業に対する意見数

章	施策項目、施策の方向性等	件数
4章 障がい者計画	5-(3)保護者支援の仕組みの確立	1
7章 障がい児福祉計画	障がい児支援の提供体制の整備等	1

### (5) 意見内容

御意見の趣旨	市の考え方（回答）
<ul style="list-style-type: none"><li>・時間と曜日を限定せず、気軽に相談に行ける場所が必要（センター）だと考える。</li><li>・障がいのある子の保護者の受容支援について、母親より父親方が受容に時間がかかるため、市での対応をお願いしたい（難しい場合は、案内だけでもしてほしい）。</li><li>・親子通園、通園施設での保護者同士のやりとりの機会が少ない。また、保育園と通園施設の子同士の交流の機会も少なく、通園施設に通う子にとっても地域の子たちと過ごす時間は貴重なので増やしてもらいたい（学校の特別支援学級の方が手厚いように感じる）。</li><li>・子どもの進学・就労に向け、中学卒業後の進路が分かりづらい。どんな進路先があるのか、具</li></ul>	障がい者計画の5 療育・教育（1）障がい児の支援体制の充実、（3）保護者支援の仕組みの確立の具体的な取組及び新規の取組に明記し、障がいのある子の保護者に対する相談支援や保護者同士の交流の充実に向けた取組を検討します。

<p>体的に教えていただける場があるとよい。</p>	
<p>・重症心身がい児の支援も必要ですが、軽度やグレーゾーン、境界知能の子の支援も必要。現状、放課後デイサービスを希望通りに利用できない人もいて、親が就労している場合、困ることがある。（受け皿がない）。軽度の子の場合は相談すれば児童クラブに入所できるが、入所にあたって配慮がない（点数の加点等）。軽度の子であっても、家の留守番を一人でさせることは不可能であり困っている。全ての障がいのある子への支援が片寄りなく、こぼれることのないようお願いしたい。</p>	<p>障がい者計画の5 療育・教育（2）インクルーシブ教育システムの推進及び障がい児福祉計画の3 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等に明記し、個々の状況に応じた対応、支援を検討します。</p>